

ハイライト:

- ・令和8年度税制改正について取り上げます!
- ・健康保険、介護保険、雇用保険の料率が変更、子ども・子育て支援金の徴収も始まります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に



目次:

ご挨拶	1
令和8年度税制改正について	1
子ども・子育て支援金徴収開始!	2

ご挨拶

東京の桜の開花予想は3月24日頃、満開の桜をみると気分も華やぎ、春の到来を感じます。ただし花粉は既に2月下旬から飛散しているため、花粉症の方にはつらい季節到来ですね。

第105号では、令和8年度税制改正及び社会保険料率の改正について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたらお問い合わせ下さい。HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご確認ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

令和8年度税制改正について

令和8年度税制改正の大綱の中から法人に関係する内容について取り上げます。

賃上げ促進税制の見直し (>_<)

昨今大企業における賃上げにはめざましいものがあり、税制でバックアップする必要はないと判断され、大企業への適用については令和8年3月31日までに開始する事業年度をもって廃止となります。中堅企業 向けは令和9年3月31日の期限をもって終了、加えて増加割合が4%以上でないと適用不可、教育訓練費増加による控除率加算も廃止となります。中小企業 においても教育訓練費増加による控除率加算は廃止となります。 : 資本金1億円超、従業員2千人以下、 資本金1億円以下



大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設 (^_^)

国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、好循環を形成するため、大胆な設備投資を促進する税制(建物を含む即時償却や税額控除7%等)が創設されます。

対象業種	原則として全ての業種
対象設備	建物、建物附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品、ソフトウェア
適用要件	・ 令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受ける。 ・ 確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供する。
投資計画の水 準	・ 投資下限額: 35億円以上(中小企業者等については5億円以上) ・ 投資利益率が15%以上
制度の内容	・ 即時償却または税額控除7%(建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%) ・ 3年間の繰越税額控除あり。ただし予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けたものに限る。

企業グループ間の取引に係る書類保存の特例 (><)

内国法人が関連者との間で特定取引を行った場合に、注文書や契約書、領収書などの取引関連書類等に、その取引に係る対価の額を算定するために必要な事項の記載等がないときは、これらの事項を明らかにする書類を取得等し、保存することが義務づけられます。補完書類等が保存されていないことは、青色申告の承認の取消事由等となります。

関連者とは、親子関係法人、兄弟関係法人等であり、
特定取引とは

関連者から内国法人に対して行う工業所有権等の譲渡又は貸付け

関連者が内国法人に対して行う役務の提供のうち次の取引

イ 契約・協定に基づき関連者が行う、次のいずれかの事業活動

① 関連者の産業・商業・学術に関する知識経験等の経営資源を活用して行う、研究開発、広告宣伝等の事業活動

② 関連者の専用資産(専らその内国法人及び関連者の事業の用に供する目的の資産)をその内国法人に使用させる行為、及びその専用資産の維持・管理

ロ 関連者がその内国法人に対して行う、経営の管理又は指導、情報の提供等で、関連者の産業・商業・学術に関する知識経験に基づき行うもの

ハ 上記イ・ロに類する役務の提供

大企業に限らず、全ての企業グループに対して適用となるため、上記に該当する取引の洗い出しを行い、契約をきちんと締結しているかの確認対応を早急に行う必要があります。

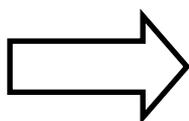
特に親会社が子会社の経営管理を行い、経営管理料として金銭授受していたり、資産を貸し出している場合は、当該特定取引に該当しますので、契約関係の確認は必須です。

免税事業からの仕入に係る消費税 経過措置の見直し (^_^)

インボイス番号を有しない免税事業者と取引を行った場合、当該免税事業者は消費税の申告・納税を行っていないため、仕入れた事業者側では仕入税額控除を行うことはできません。ただし、令和11年9月30日までの期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。この制度について以下のように改正されます。

改正前

期間	控除出来る割合
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額の50%



期間	控除出来る割合
令和8年10月1日～令和10年9月30日	仕入税額相当額の70%
令和10年10月1日～令和12年9月30日	仕入税額相当額の50%
令和12年10月1日～令和13年9月30日	仕入税額相当額の30%

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

子ども・子育て支援金徴収開始！

こども未来戦略の財源となる「子ども・子育て支援金」の徴収が**令和8年4月保険料(令和8年5月納付分)**から開始されます。令和8年度の支援金料率は0.23%とされ、標準報酬月額に支援金料率を乗じた金額を労使折半で負担します。また、**健康保険料率及び介護保険料率も令和8年3月分(4月納付分)**から、**雇用保険料率も令和8年4月から5/1000(労働者負担分)へと改正**となります。給与控除時に間違えないように気をつけましょう！

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp